

平成25年6月3日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長補佐（企画担当）

健康保険法等の一部を改正する法律の公布について（周知）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号。以下「改正法」という。）が、平成25年5月31日に公布されたところであるが、貴課に係る内容は下記のとおりであるので、その内容につきご了知いただきたい。

なお、これに伴い、健康保険と労災保険の適用関係の整理に関する事務取扱いについて、追って周知をする予定である。

記

第1 健康保険法（大正11年法律第70号）の一部改正（改正法第1条関係）

健康保険の保険給付に関する事項（健康保険法第1条及び第53条の2関係）

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象とすること。

第2 施行期日等

平成25年10月1日から施行することとしたこと。（改正法附則第1条関係）

なお、施行に当たっては、健康保険法による保険給付で、平成25年10月1日より前に発生した事故に起因する業務上の事由による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例によるものとしたこと。（改正法附則第3条関係）

（担当）労働基準局労災補償部労災管理課

企画調整係 小林、平岡、堤

電話：03-5253-1111（内線5436）

FAX：03-3502-6747